

事業所の情報

運営会社：合同会社ベル

設立：平成 19 年

代表社員：伊藤 清文（看護師）

S44 兵庫県姫路市出身

趣味：自動車整備・登山



施設名称：訪問看護ステーションわかば

住所：〒511-0912 三重県桑名市星見ヶ丘 9 丁目 807

サービス付き高齢者向け住宅マ・ファミリーわかば 1 階

0594-32-0876 (受付時間 9:00~17:00)

FAX : 0594-32-0877



桑名

施設名称：訪問看護ステーションわかば いなべ出張所

住所：〒511-0202 三重県いなべ市員弁町楚原 868 番地 13

0594-84-2011 (受付時間 9:00~17:00)

FAX : 0594-84-2012



いなべ

他の事業所：

・ケアマネステーション わかば (事業所番号：2471400321)

三重県いなべ市員弁町楚原 868-13 TEL : 0594-84-2011 FAX:0594-84-2012

・訪問介護ステーション わかば (事業所番号：2470102159)

三重県桑名市星見ヶ丘 9 丁目 807 TEL : 0594-32-0876 FAX : 0594-32-0877

・サービス付き高齢者向け住宅 マ・ファミリーわかば

三重県桑名市星見ヶ丘 9 丁目 807 TEL : 0594-33-2733 FAX : 0594-32-0877

わかばにご用命を

在宅、施設などでの困りごと（介護方法の助言など）の相談も承りますので、お気軽にご連絡下さい！



<http://wakaba.hp4u.jp/>

ma.famille.wakaba@gmail.com

訪問看護 わかば

検索

事業所番号：2460190164

訪問看護ステーション わかば

【リハビリ版】



合同会社ベル

訪問看護ステーションわかば

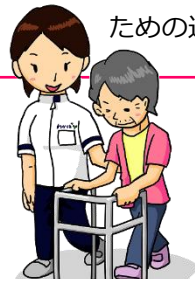
訪問リハビリとは

訪問リハビリテーションには、狭義には病院や老健から訪問する「訪問リハビリテーション」と、訪問看護ステーションから訪問する「訪問看護 I 5 (いちのご)」があります。費用や時間などに若干の違いはございますが、サービス内容は同じです。

訪問リハビリとは、“通院が困難な利用者に対して、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、計画的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行う事”とされています。

介護度の低い方、要支援の方に対して

比較的自立度の高い方に関しては、今後の心身機能低下を予防する「介護予防」のための運動療法や、自主トレーニングを提案してまいります。



介護度の高い方、難病の方に対して

廃用の予防のための関節運動や、座位など離床を目的とした運動を実施して、心身機能の維持、または合併症のリスク軽減を図ります。

回復期からの継続

早期退院の社会の潮流の中で、リハビリの継続が必要にもかかわらず退院になる方の途切れの無いケアのために、在宅でのリハビリの質と量を維持していきます。

生活環境の調整 (福祉用具・住宅改修)

介護量を減らす事を目的に、場合によって専門的見地から適切な福祉用具の選定や、住宅改修に置ける提案も行います。道具や環境の工夫で、介護負担が軽減する事も多いです。

言語・嚥下のリハビリ

脳血管障害の後遺症等により言葉が出にくくなったり、食事の際に飲み込みにくくなった方に対して、専門の言語聴覚士がリハビリを実施します。



ご家族のサポート

在宅生活の質を高めるためには、ご家族の介護負担への配慮が非常に重要だと考えております。身体的に負担の少ない介助方法を助言したり、ご家族の悩みに傾聴して心理面でも支援いたします。



様々な疾患に対応

COPDなどで在宅酸素を使用している方の呼吸リハビリ、整形疾患後の機能回復・強化、脳血管障害後の中枢機能の促進、パーキンソン病やALSなど難病の方の長期的サポートなど。

対象となるのは…

リハビリを要するすべての方が対象となりますが、必ず医師の指示が必要になります。そのため、受診の際に主治医より「訪問看護指示書」の交付を受けていただく必要があります。

※指示書の有効期限は1～6ヶ月(医師が判断)で、発行の度に「訪問看護指示料」を窓口でお支払いいただく必要がありますので、ご了承ください。

また、疾患や年齢により、「医療保険」を使うか「介護保険」を使うかが異なります。

医療保険適応…40歳未満の方すべて

40歳以上で「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する方

介護保険適応…40歳以上65歳未満で「介護保険第2号被保険者の特定疾病」に該当し、

かつ「厚生労働大臣が認める疾病等」に該当しない方

65歳以上で「厚生労働大臣が認める疾病等」に該当しない方

※原則として、介護保険が優先されます

利用料は…

医療保険の場合

訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費 がかかります。

算出された料金に対し、ご負担額は年齢などにより1～3割で変動します。

介護保険の場合

訪問看護 I 5 20分につき 296単位

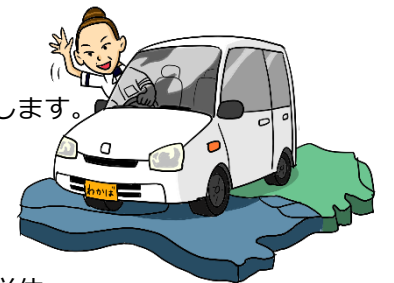
訪問看護 I 5・2超 40分を超えた場合に算定 20分につき 267単位

(週に20分×6回を限度とする)

算出された単位を元に、地域加算を加えた数値の1割～3割(所得により変動)がご負担額です。

交通費

下記「訪問可能範囲」であれば原則無料。(それを越える場合は事業所から30円/km)



リハビリスタッフ数

理学療法士：6名 作業療法士：1名 言語聴覚士：1名

※令和元年9月現在



訪問可能範囲

いなべ市 ● 桑名市 ● 東員町 ● 朝日町

※訪問可能地域は原則上記の通りですが、個別の事情や状況によって変動する事もございます。